

十七憲法和解

11
328

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 6m
30 1 2 3 4 5

始



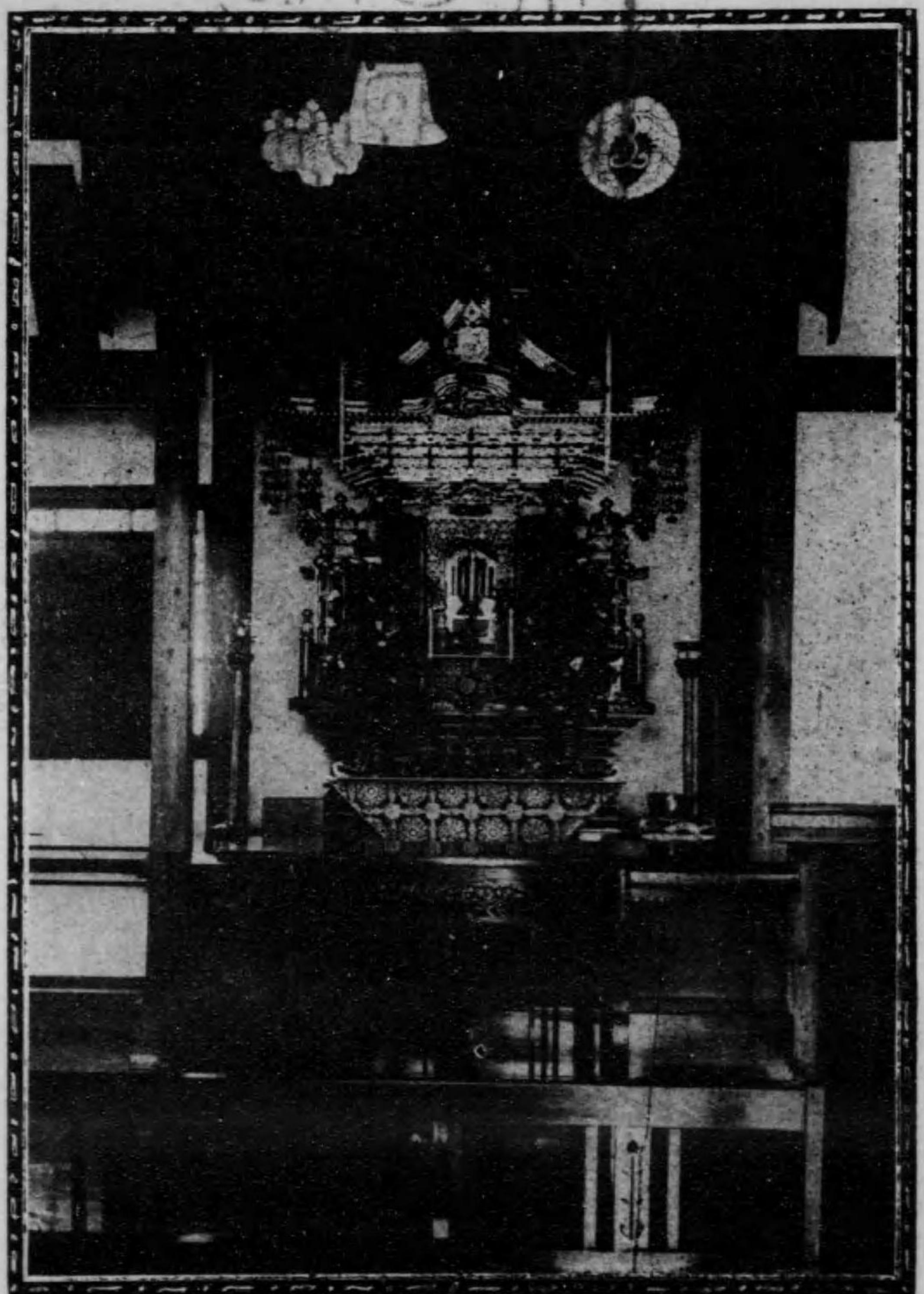
30. 8. 26

30. 8. 26

御文庫

11

328



水野太家堂子内

大正
9.9.23
内交

如魚
一念
子
鬼
牛

三洲先生長洪



求友會員水野氏前來雪堂居士於一席話が聽可しと予又語
て曰く國民ぞしてお北十七憲法を奉めどんば何る體のち
べり此洪恩が忘ほくと内々傍生よむと由て是を刻に
「四海兄弟」賦絶一共ふ其恩澤又浴せんと欲すやと予曰く
嗚呼其功德ある慧行禪定妙力用にセ勝説なく信業の力ら
實ふ不可思議也速に龍力の如く一以て四天下多生凡衆庶
小配雨すなり此舉や全く佛法力の然らあむる處よ一て本
會の大旨意亦此事ふあとや隨喜比阿子村由歎を端一書に

五葉辨画並由序



十七憲法和解

求友會員雪堂居士廣瀬進一口述

求友會員藤田祐真筆記

過日求友會の席上ふて聖德皇太子乃制定ならせられ「十七憲法」の事を御詰（申）一ましたが本日は其和解を致一ます

十七憲法は推古天皇十二年夏四月戊辰の日即ち三日ふ皇太子親ら肇めて作り給ふ所あり抑も我日本帝國の國初に於ては神事の道に隨ひ政ごちて別ふ書き記せし法制とては無うり一と見ゆ人王第三十四代推古天皇の朝までハ法制ナリ一や否や後世に於て得て詳小此蘊からぞ故に古來の學者より十七憲法を以て本朝法制の初めと定めたり實に我皇朝ふて國憲制立の初と謂ふべく

一曰以和為貴無忤為宗人皆有黨亦少違者是以或不順君父不違于隣里然上和下睦諧於論事則事理自通何事不成

以和為貴とは人は尊卑上下親疏貧富を通じて和睦して生活を営き天性を具へたるものあれば首として和を貴ぶへりとあり無忤為宗とは忤ふことあきは即ち和あり人互に忤ふときは世乱れ安堵きること能はず故に忤ふことあきを宗とせよとあり人皆有黨亦少違者とは人情ハ同氣相求むる者あれば黨ならざるを得ば己れの好む所に傍り我同類の人を尊ぶは人情の免かれざる所あれども眼を公平にして彼我乃差別を見む均等にあらむれば我同類も彼の同類も共に同一の位地にて均一く允夫たるを免うれど故ふ特違乃者は少ありとあり然るを我身是員にて我あらではと云ひ募り勝他を好むは人情の弊あれは是を以て君父に順はず隣里に違ふ者而るに至るあり君父不順はを隣里に違へば即ち亂あり之を能く教へ論じて能く君父に順はしめ能く隣里ふ協はしめ上和下睦と即ち上和らき下睦くあるは政と教との功すり是の如くあるとき國治り時平らふるあり諧於論事等は概ね朝廷に於て政治を為すことに言を立たるものがれども處世の事ハ總て皆此理に外からざるあり事を論えれば較々それば争ひを生じ却て害を招き易きものあり然るを能く其事柄の本末を論究して互に了解するときは其事物の道理自然小通暢して共同一致何事不成らざりんとあり天下太平國土安穏息災厄延命子孫長久の基はての金言を遵奉するに在り

二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何世何人非貴是法人鮮尤惡能教從之其不歸三寶何以直杆

篤敬三寶とは上一人より下萬民小至るまで篤實に佛法僧の三寶を敬

信せよとありこの佛法僧也の四字は古寫本に本文に書き綴りあれこそ拾芥抄小は三寶者の註ありとあせり從ふべきあり四生とは法華隨喜功德品に見ゆ即ち胎卵濕化を云ふあり終歸とは畢竟歸着する處といふ意味みて一切衆生の死彼生此の苦を免れて終極歸着無量壽極樂の果を得べき道は此佛法僧の三寶ふ在りとあり萬國の極宗とある國乃守元享釋書には化に作る此三寶は地球上各國の宗教多々と雖こそ此法に超過する法あければ萬國宗教中の至極の宗旨とあり何れの世誰れの人が此貴法に遭遇の因縁あれば止む苟くも因縁順熟して此貴法に遭遇せば必ずや從來の迷執を捨て此三寶の貴重あるを信知すべしとあり人鮮尤惡等とは元來人は心性元と善あればたとひ煩惱のあふ少汚染せらるゝも心の平は必ず清らるあるものあれば世間の罪惡を犯せ者も犯後は必ず後悔の心有るゝあり或ハ犯時人の眼を忍ひ犯後其誅覺を恐るゝ如き是れ皆心性固有の善の作用あり故に甚一き悪人と雖とも之を能く教誨一ぬれば其本心少復せ一むるを得べきあり其教たる三寶に依らずんば何を以てあ枉れるを直をを得んやとあり

三曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天則致壞耳是以君言臣承上行下靡故承詔必慎不謹自敗

是章は君臣上下の名分を嚴に定めたるあり天子の命之を詔といふ臣たる者其詔を承りては必ず謹み其旨を奉行すべきあり君は之を天に譬ふ臣は之を地に喻ふ戴く所之を天とて臨む所之を地とぞ天即ち覆ひ地即ち載るあり君臣の關係亦是の如くとあり春夏秋冬の四時順次流行一て背逆あければ天地兩間の萬氣よく通ざることを得べしとあり萬氣とは天地間の萬物皆此空氣に生育せらるゝあり

より四時其時を違へて順行せず空氣閉塞して流通せざるときは兩間の萬物其生育を遂げば君臣上下の交際も亦復是の如くとあり若し地にして天を覆されと欲せば壞を致し天地晦冥上下否塞して天地人の三才滅に滅せんのみ是は喻あり此を以て君の言は臣承り上行へは下效らひて靡くべーとあり故に君の詔を承りては必ず慎むべー謹まずんは自ら敗れんとあり實不我國君臣上下其分を守りて一系萬世の帝統を奉戴し外國小卓絶する所以は此憲法の效と謂ふべし

四曰群卿百僚以禮為本其治民之本要在乎禮上不禮下不齊下無禮必有罪是以君臣有禮位次不亂百姓有禮國家自治

禮は國を治むるの要あり孝經に上を安んじ民を治むるは禮より善きはあらとあり群卿とは今云ふ勅任已上ぐらゐの大臣長官を指し百僚とは奏任官以下の官吏を指すあり以禮為本とは上下の分を明かふ尊卑の等を介つ皆禮を本とす政府の民に臨み之を治むるの本は要其禮法を亂らざるに在るあり若し上禮あきとたは下乱れて齊はを若干下禮あきとたは必を國法を破り罪刑に處せらるゝに至る是を以て君臣上下禮何るときは位次乱れぞして朝廷靜肅あり百姓禮あるときは人民安堵して政府の命令を遵奉して國家自ら治るとあり國家とは家の集る之を國といふ謂ゆる天の下と云はんが如く

五曰絕餐棄欲明辨訴訟其百姓之訟一日千事一日尚爾况乎累歲頃治訟者得利為常見賄聽讞便有財之訟如石投水乏者之訴似水投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕

此は訴訟の弊を生ぜしめざる為あり被治者の治者に望む所其利害を感じる訴訟より太甚りきはあり古今政治の良否も亦訴訟に於て之を見るを得べし若し裁判官たる者私欲を逞ふ一内諾を聞くときは賄賂

公行して無敗無力の貧民は聲を呑て冤屈に泣くことゝあるあり餐とは謂ゆる大食の事あり是ハ左傳文公十八年の傳ふ縉雲氏の不才子の事を載せて杜預の註ふ賄を貪るを讐レフとあり食を貪るを餐とあり餐とは謂ゆる苞苴賄賂を貪るを云ふあり欲とは利欲の事にして貨賄を貪欲を云ふ裁判官たる人は此餐と欲とを絶棄して公平廉直ふ人民の訴訟を裁判せよとあり明辨訴訟とは辨とハ是非曲直を辨へ究め冤枉僥倖あらむるを云ふあり訴訟とは今ハ公式令義解に冠を告ぐるを訴と云ひ賊を争ふを訴といふとあり今ハ民事刑事に通じて訴訟といふ其百姓之訴等とは夫れ天下の廣き百姓人民の性命權利財産に關する訴一日數千の事件あり一日尚ほ是の如く況んや歳を累ぬるをや若一延滞して速に其審理を為さるとときは人民の不幸舉げて數ふべけんやとあり頃治訴者以下は裁判官の弊を擧げて諭めたるものあり

頃治訴者とは裁判をあき人を指もあり此人に一そく餐欲の心甚しく賄賂を取るを常とふを賄賂の輕重を見て讐を聽くときハ讐とは罪を議一獄を評するを云ふ訟と云ひ讐レフと云ふ文を互ふくるものにして民事刑事の二を含むものとを便有敗之訟等とて即ち敗ある者の訴は石を以て水不投するが如く其言行はれてさめふことあり堅を以て柔に投するが如く其勢ひ必に入る何時か訴訟に勝を得べきとあり乏者之訴等とて財乏き者の訴は賄賂を費やする故水を以て石に投するに似て其言受くることあり柔を以て堅に投する如く必らを入るべからざるあり果て是の如くあるときハ財乏き者由る所を知らずと倚頼する途を失ひ冤枉を呑んで止むべー其弊や民上に服せざーて國終に乱るべー臣道亦於焉闕るとは是の如く賄賂を取る者は上を欺き民を誣るものにて實に國家の罪人と云ふべーとあり

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人善見惡必匡其諂詐者則為覆國家之利器為絕人民之鋒劍亦僂媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失其如此人皆无忠於君無仁於民是大亂之本也

懲惡勸善とは政治の要是に外あらざるあり國に刑罰を設くるハ悪を懲す為あり君の賞勲を行ふは善を勧むる為あり此懲惡勸善は古之良典とて古来よりの良典ありとあり故に人の善を匿さざえを勲賞して勸むべく人の悪を見ては必ず懲罰して匡すべーとあり諂詐者等とは是は諂詐僂媚の甚た悪むべきを舉て之を誠一むるあり諂はへつらひ訴ハあきむく君の過失を諫めずして之に諂諛一人の功勞を欺きて君の聽を覆ふは小人の所行にして君たるもの若一此の小人を近くるときは下情上に達せばして終ふ國家を失ふ實に諂詐は國家を轉覆するの利器にあら毛やく民の命脈を絶つの鋒剣ふからばやまゝ僂媚者は傍辨媚態を以て何人にも能く思はれんぞる私心より上不對しては下の過を説き下に向ては上の失を誹謗を上下彼此の間に兩舌して其和睦を乱るものあり夫れ是の如き人とは諂詐者僂媚者を廣く指をあり皆君不忠あく民不仁あく實に之れ大乱の本也國家を亡すべき本あれば人の君長たる者是の如き人を近くべからばとあり

七曰人各有任掌宜不濫其賢哲任官頌音則起姦者有官禍亂則繁世人生知克念作聖事無大小得人必治時無急緩遇賢自寬因此國家永久社稷無危故古聖王為官以求人為人不求官

人各有任とは君主には君主の職任あり臣民には臣民の職任あるを云ふ掌とは謂ゆる職掌にて上下臣民宜一く乱れざるへーとあり若夫れ賢者哲人官不任ざるときハ事務缺く舉り人民安堵して頌音則ち起るとあり頌音とは我の大君の御代を千代に八千代不かはらドと稱揚

贊嘆することあり姦者等とは若くも姦惡ある人僥倖して官を持つときは私欲を逞ふ一人民の憂を顧ざる故人民已むを得ぞ一て不服を唱へ國家の禍乱則ち繁く起るへーとあり世少生知とは世には生れあるらにて聖智の人は少あるべきも人能く學問一て事物に思慮分別を費やすときは能く物を慶置するに聖人の所為と同一効を得べーとあり是は人不勉強を勧めたるあり事無大小等とは天下の事ハ大事とあく小事とあく其慶置宜ーきを得るは人曳に在りて人曳を得れハ皆よく治まとり人曳を得ざれば小事と雖とお治られぬものあり況や大事をや必ずや人曳を得て然る後ち大とあく小とあく事皆治るべト時無急緩とは政治を施す時機にハ急にすべきと緩不すべきとの程合あるとのあり然れども急不をべき時とあく緩にすべき時とあく賢者に遇へハ自ら寛あるへーとあり賢者小非されハ此急緩を誤り時機を失するのみ不肖者は緩に慶するも寛平公明あるを得ぞ况や急に慶するに於てをや必ずや賢者を得て事を慶置せーむれば急緩時機を失ふは、ぞーて自然に寛平公明あるを得べーとあり因此國家永久とは果てて是の如くあるときは國家永久小ーて社稷危きことあー社稷とハ天子が天地山川の神を祭り玉ふを社といふ五穀穀物の神を祭り玉ふを稷と云ふ天子乃職掌ハ社稷を祭るを重ーとあす故に社稷の字を以て廟堂の事を云ふあり今ハ天皇陛下の政府と云もんが如ー故聖王等とは官の為に其任に堪へたる人を求め其職掌を盡さーむるとまは禹の水を治めたるが如く天下後世の大利益を起ー上下永久其利に賴るを得べきあり若一人の為に官を求め官事を以て其人の私欲に任するときは天下後世其弊を受くべーとあり

八曰。群卿百僚早朝晏退。公車靡鹽。終日難盡。是以遲朝不逮。于急早退必事。

是は朝廷の臣下を誠めたるあり群卿百僚早且に参朝一日たけて退朝せよとあり如何とふれば一日萬機の政を輔け奉公事もろきことあり終日事を執るも盡き難ければあり靡鹽とはいとまあと云ふ意あり此を以て朝遲く朝をれば事の急に及はざることあるべし早く退朝するときは事を執るに盡まざることあるべしとあり

九曰信是義本每事有^信其善惡成敗要在于信君臣共信何事不成君臣無信萬事慙敗

是れ亦君臣各共信の貴るべきを述へたるあり信是義本とは猶に道の木と云はんか如し論語曰人而無信不知其可也大車無輶小車無軌何以行之哉每事有信とは事を慶するに信あけれハ車の轍あきの如一萬機の事善とあく悪とあく成とあく敗とあく其要是信一つにあり信を以て本と一て善を勧め悪を懲一功罪を成敗するときハ人皆服をるゝのあり君臣共に信あるとたば何事の成らざりん君臣共に信あくんば萬事悉く敗れんとあり

十曰絕念棄瞋不怒人違人皆有心心各有執彼是則我非我是則彼非我必非聖彼必非愚其是凡夫耳是非之理詎能可定相共賢愚如環无端是以彼人雖瞋還恐我失我獨雖得從衆同舉

是は君臣上下互に心術を謹み和睦を為しの本を教へたるあり忿とは心のいかりを云ふ瞋とは面に現はれたるを云ふ今は通じて人を一て不快を感じ一むるの心相を指すあり此の心相を絶へ棄てよとあり是ば自らを誠めたるあり人の違ふを怒らばとは若し他人より不快を感じ一もるの心相を我示一めたるときは其境縁に對一て我も亦忿ること勿れとあり他人の己が意思に違ふば謂のる逆境あれば此境縁にトニ憲去口羊

對すれば我も亦忿を發するは人情の免られざる所あり然れど此の本文を會得しゆとく一奴れバ虛舟に對するが如く笑つて止むべきのみ豈に忿を發すべけれや何とあれば人皆各其心に執る所あり執は謂ゆる執着あり謂ゆる我見あり我執は凡夫の自体あれバ我身ほど善よしと信する者は世よはならト我自ら我を好すれバ彼も亦自ら彼を好む是れ我と我と周旋するあり故小彼の是まこと我の非我の是まことハ彼の非我必す聖に非を彼必を凡に非す公平均等にふんあがむれば我永く是まことあるに非まことを彼永く非あるに非す是非の理得て究むべからば仮令一時我是とすることろは果たま一て是に一て彼の非は果たま一て非あるも此れ一時の幻相のみ我永く賢あるに非まことを彼永く愚あるに非まことを彼我相互小或ハ賢或は愚王環の輪の端すゑあきが如ごと一是を以て彼の人は忿ると難むずかし我が失を恐れよとあり斯る道理あるを以て役令彼人は忿を含み我に不快を感じ一むると

雖まども我は我が獨ひとりを慎つつめ却まわつて我が失うしならきられことを慎つつむべきあり偶ぐうく我が得いたりと思ふ我意を振り立てぞ衆望に隨なまひ和ひと同一いとうて事を舉行せよとあり此章は實に太子道法の根元を看破くわいぱくして定められ一まとものにて處世の要唯此一章を服膺せば終身行ふて餘りありと云ふべ

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰是は賞罰宜く其當然を得べきことを定めて時獎を矯ただるあり功は効果を云ひ過は誤失を云ふ群臣の功過を明察めいさつ一功を賞たま一誤過を罰ばつを必ず其當を得よとあり日者とは頃ごろといふ謂ゆる時獎を擧たまくるあり賞たまるに功こうに於てせざ罰ばつするに過こしに於てせば其當を得ざる是れ獎害あり賞罰の職務を負擔する執事群臣宜そなへく賞罰を明あらじ其獎を矯ただむべーとあり

十二曰國司國造勿歛百姓國靡二君民無兩主率土兆民以王為主所任官
司皆是王臣何敢與公賦歛百姓

是は地方官を誠めたるより國司國造とは此時代に當りて朝廷より某の國の司として派遣する人之を國司と云ひ出雲の國造の如く土着にて其地方に政令を施す者を國造と云ふ是等輒々すれば國稅の外に百姓より私稅を收歛することあり此弊を誠めたるより國靡二君等とは國土に二君兩立ふ一所謂普天の下王土小あらざる以ふく率土の濱王臣ふあらざるはふ一國司國造みふ是王臣あり何を敢て公賦と共に百姓に收歛することを得んやとあり

十三曰諸任官者同知職掌或病或使有關於事然得知之日和如曾職其以非與聞勿防公勢

是章は任官者の私意を挾んで公勢を妨くるを誠めたるより諸任官者とは謂ふ所の官職を帶び責任あるものをいふあり同通知職掌とは和同一て自ら命ぜられたる職掌を任知せよとあり知は猶ほ掌ると云ふが如一或ハ疾病に依りて出仕せざる者もあり或は君命を奉りて外に使赴くる者もあり時とて其知る所の事に欠席することあるへ一然れども病癒て出仕一使より復命して職掌を任知するの日には已れ欠席の間に處分したる事勢に於て其事に任一たる人より其事由を承知して已る亦其事に與りたるが如くに和同トて曾てより承諾任知せ一如せよとあり已れ欠席一て與り聞く非をといふを以て既に處分せし事勢に付き妄りに異論を生ト公勢を妨ること勿れとあり是亦首章の以和為貴の意を敷衍せ一に外あらず

十四曰群臣百寮無有嫉妬我既嫉人人亦嫉我嫉妬之患不知其極所以智勝於己則不悅尤優於己則嫉妬是以五百歲之後乃今遇賢子載以難待

聖其不得聖賢何以治國

此章は群臣互に人の能を嫉妬することを誠めたるあり政治は公平を貴ぶ賢能をして力を盡さしむれば政事不弊ふく上安く下樂む故に群臣百僚たる者他人の賢能を嫉妬すること勿れとあり賢を害するを嫉ど云ひ色婦人を害するを妬と云々我既嫉人等とは人情の免られざる所あり智慧已に勝る所あれは嫉妬して之を喜ばき才器已に勝る所あれは嫉妬して之を害せんと以此を以て五百歳の後に偶ま賢者に逢ふも其賢者を嫉妬する故に賢者をして其能を盡さしらむ是の如くされば千歳を経るも亦以て一人の聖人を待ち得ること難かるべし是れ實に賢者あきに非を聖人あきみ非ざるも衆人舉て之を嫉妬一賢者聖人を一て其伎俩を盡さしらむときは賢者を得るを猶得ざるが如く聖人を得るを猶得ざるが如一是賢能を嫉妬するの私心より一て是の

如き結果を來すあり國家の政治ハ愚痴の徒の能く處理すへき所に非づ夫れ賢聖を得ぞんは何を以て國を治めんや苟くも群臣百僚たる者各其私心を去り謙遜を以て賢能に譲り其伎俩を盡さしめば國家の治平は得て期をベ一

十五曰背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨公憾起則違制害法故初章云上下和諧其亦是情

是章は臣たる者宜く私欲を棄て、公儀を奉すべきを教へたるあり臣民の義勢たる私を棄て公儀に歸向すべきあり是れ臣民の道あり凡そ人私欲なれば必ず其欲に覆れて必を恨を含むことあり恨を含むことあるときハ必に人と和同すること能はす和同すること能はざれば終に私欲を以て公儀を妨ぐるに至る情相互に起るときハ從少微起遂成大惡の言の如く則ち制度に違ひ法律を害ふ尊卑上下の間終に乱る、

に至る恐るべきハ私心あり故に首の章ふ曰く上下和睦と私を棄て公ふ向へば恨みあ一恨ふけれハ上下和睦を得るありすなはちその意味を裏行するに外あらざるあり

十六曰使民以時古之良典故冬月有閒以可使民從春至秋農桑之節不可使民其不農何食不桑何服

本章は官の事を舉くる官の民を使ふに宜く時を以てすべきを尊ぶべきを擧げたるあり民を使ふは土木の事業即ち道路堤防等の事業を指すあり民力を使役するに其時を限り農桑を妨げざるは古ヘ聖王の定むる慶の良典あり故冬月有閒等とは此時に於て宜く土木の事に從ふべきあり春より秋小至るの間は農桑の時節あり安りに民を使役すべからざ若し此時を犯して安りに民を使役せば農時治まらず蠶桑功を欠けん民若一農事を治せんば百穀實らば人夫れ何をう食もん蚕桑功を欠けば衣服足らば人夫れ何をう服せん民を使ふに時を以てするハ治者の最とも慎むべきことあり

十七曰夫事不可獨斷必與衆宜論小事是輕不必衆唯遠論大事若疑有失故與衆相辨辭則得理

本章は事を慶するに衆と議りて其宜を得べく獨斷して私に順ふべからざるを云ふ凡そ天下の事一日萬機聖君賢相と雖も獨智を以て決断するときは動かすれば敗に陥り易一必ず衆と共に之を論究して其宜きを得へきとあり然れども小事に至りては其利害の關する慶これ輕一之を一々衆と議するときハ却て澁滯の恐れあり各其責任ある官吏をして之を慶置せ一むべし必ぞ一衆と議るを要せざるあり唯大事を論談するに至りては衆人と論究せざれば或ハ誤ちあらんの嫌疑あり故に國家の大事に至りては宜しく衆と相論辨して講究せば事

辭即ち道理に契ふを得べきとあり我聖明の天皇陛下明治二十三年を期して帝國議會を開き給ふも亦此の理不依らせ給ふあるべく以上略して十七憲法を辨ト了る抑ち聖德太子は天子の位に即き王はぞと雖とも東宮に位し萬機を攝政したまふ故に此憲法は即ち推古天皇の親制したまふ所と同一ありと謂つべ一爾來今日に至るまで一千三百年の天地は此の憲法の天地にして今日吾人の生息するも亦此十七憲法の天地あり吾人宜しく誓て之を奉戴し拳々服膺をべきあり

跋

上宮太子一たび出でてわが國民の精神生活の基調初めて定まる。今や人心動亂し十七憲法の精神を發揮すべきの秋、水野氏先考の遺志を承ぎ、その太子堂を時代相應の意匠を以て改修せられ今又太子一千三百年聖忌の記念として曾て先代が同じき太子堂に於て雪堂居士に請ひ十七憲法講義を筆記せるものを、再梓に付し汎く配布せらるゝもの、誠に時宜に適せりといふべく、三十三年前先考が企畫せられ

十七憲法利解

水野藏版

し救世の丕業、また其の意義を擴充せりといふべし。茲に此の美舉を讚し卷末に題す。

大正九年春

築地本願寺別院輪番

林

嶺

信

明治二十二年二月廿八日印刷
同大正九年三月一日出版發行
同大正九年二月十二日再版印刷
年二月十五日再版發行

版權所有

東京府士族

著述者　(故)廣瀬進一

東京牛込區若宮町二十五番地

發行者　(故)水野佐助

東京小石川區柳町二十二番地

筆記者　(故)藤田祐眞

東京芝區三田松坂町二十四番地

勸進於事業

(故) 本多玄乘
東京府平民

東京府平民

同

清亨
西京花屋町横町西入法光寺寄留

東京府平民

印 刷 者

水野貞子
東京小石川區柳町二十二番地

11

328

終

